

実需給年度の2年前に実施する 容量停止計画の調整について

2020年5月29日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

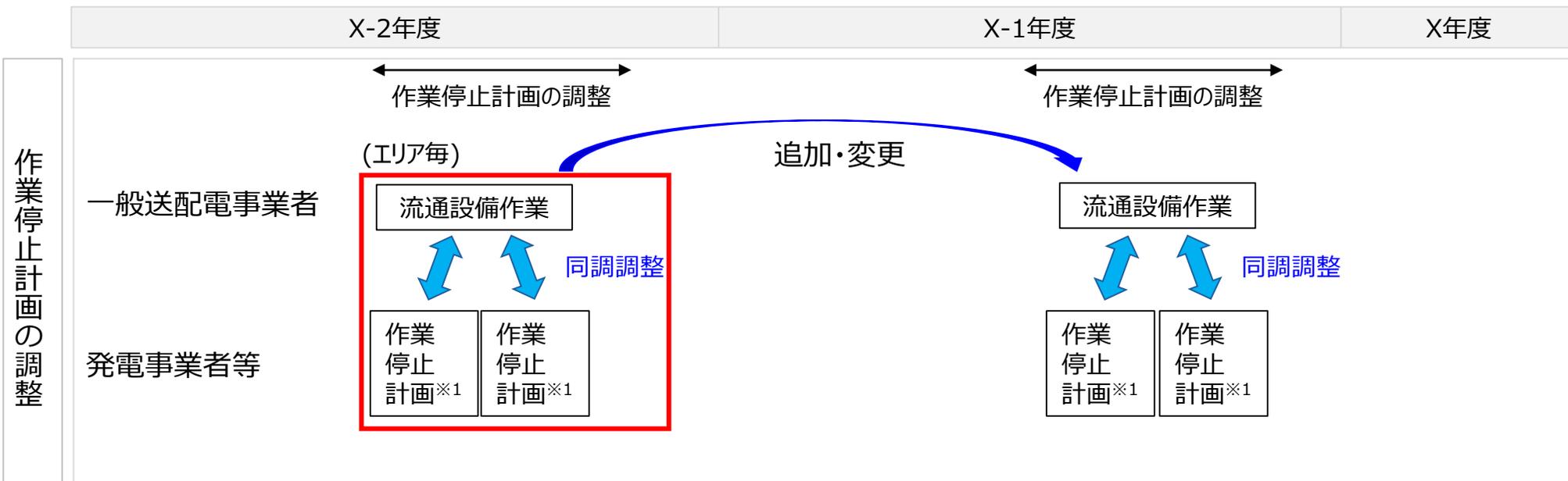
1. はじめに
2. 現在の作業停止調整について
3. 容量市場導入後の容量停止計画の調整について
4. 容量停止計画の調整の具体的な手順
5. まとめ

- 実需給年度の2年前（X-2年度）に実施する容量停止計画の調整について、これまで国の審議会や容量市場の在り方等に関する検討会で議論を進めてきた。
- 本日は、容量停止計画の調整を行うにあたり、具体的な手順について、整理したので本検討会でご議論いただきたい。

(余白)

2. 現在の作業停止調整について

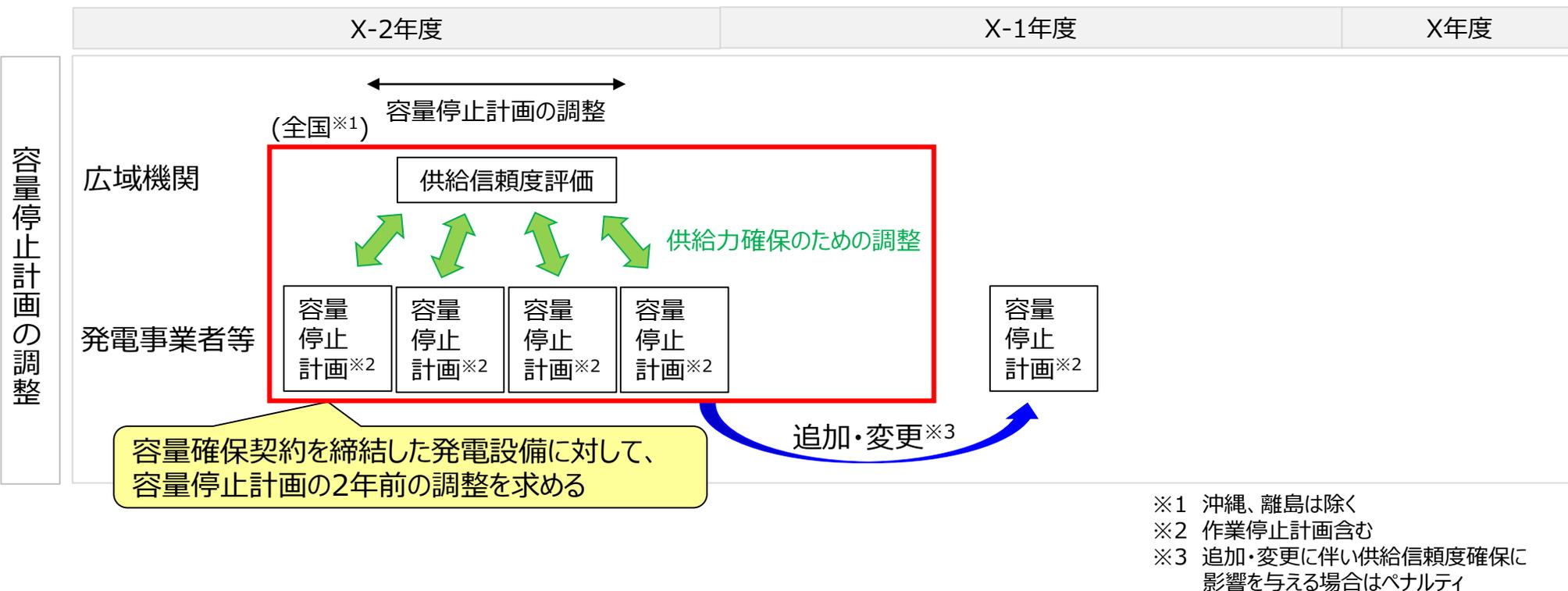
- 現在、作業停止計画の調整は、送配電等業務指針にもとづき、一般送配電事業者と電気供給事業者との間で、作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備を対象として、エリア毎に作業停止計画の調整等を行っている。（内容としては、発電抑制を伴う流通設備作業の同調調整）
- 作業停止計画の調整は、実需給年度の2年前（X-2年度）、および1年前（X-1年度）に実施している。



※1 流通設備作業を行う際に発電抑制を伴う発電設備の作業の計画

3. 容量市場導入後の容量停止計画の調整について

- 容量市場の導入後は、容量確保契約を締結した電源を対象に調整を行うこととしている。
- 目標調達量の算定にあたり、追加設備量の算定を全国で計画停止調整を行うことを前提としていること、および追加オークションの判断を1年前に行うため、実需給年度の2年前（X-2年度）に、定期補修・中間補修等の容量停止計画の調整を行うこととしている。



- 安定電源および変動電源（単独）により供給力を提供する容量提供事業者は、広域機関または一般送配電事業者が実需給年度の2年前（X-2年度）に実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画を調整することに応じている。
- 2年前の容量停止計画の調整では以下を行うこととしている。
 - 広域機関は実需給年度の2年前に、容量提供事業者から提出された容量停止計画をとりまとめ、調整が必要となる時期やエリアを算定する。
 - 調整が必要となる期間やエリアに停止計画を予定している事業者は、作業の実施可能な時期に容量停止計画を変更する。
- 容量停止計画の調整が不調となった場合は、容量停止計画を予定する期間が「追加設備量を利用する場合」、もしくは「供給信頼度確保に影響を与える場合」にあたる電源を調整不調電源とし、容量確保契約金額の減額を行うこととしている。
- なお、追加オークション後に供給力不足が発生した場合、供給力の確保方法が限られるため、実需給年度の2年前に行う容量停止計画の調整以降は、追加・変更を行うことを限定的にすることが求められる、状況により経済的ペナルティを講じることとしている。
- また、一般送配電事業者の発電制約を伴う流通設備作業については、上記の調整を踏まえると、2年前の調整以降、法令上の対応や緊急的な設備トラブル等を除き、原則、追加・変更は認めないこととしてはどうか。

3. 減額案の概要

13

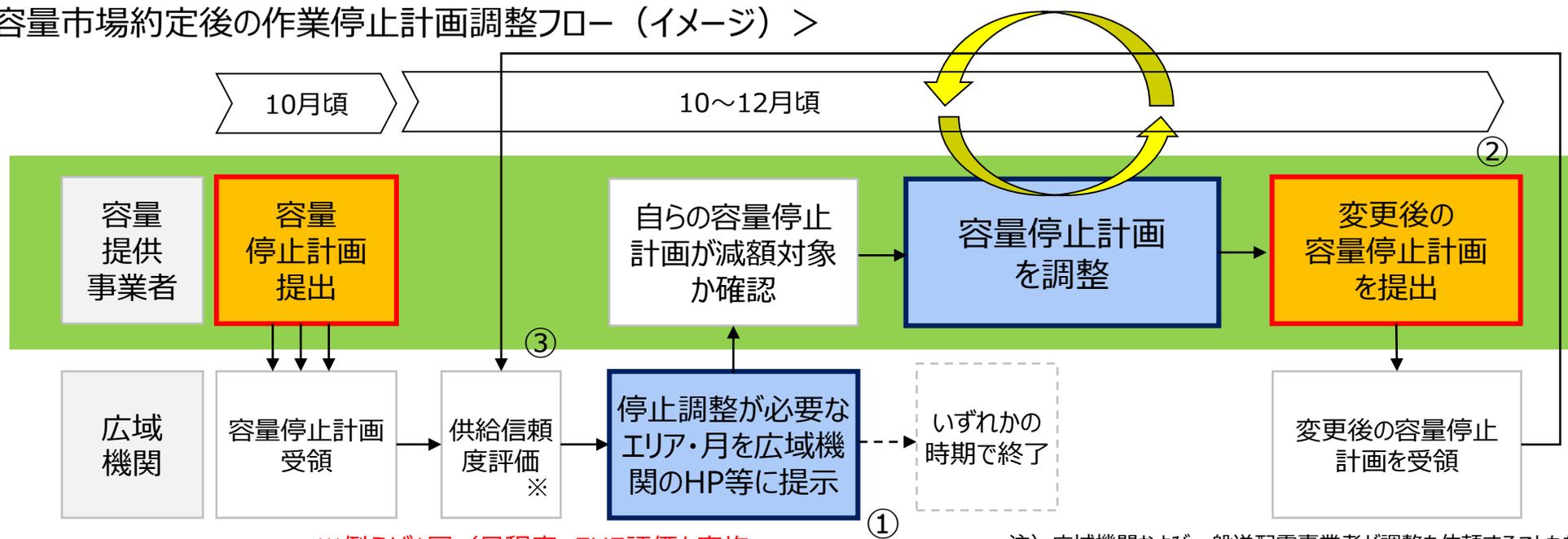
3-3. 減額案を検討する観点（原因者負担と小売負担）

- 広域機関および一般送配電事業者が調整を依頼して、計画停止調整に応じないことに対する減額であるため、広域機関がやむをえない・合理的と認めた場合は、減額対象外となる。
- 例えば、一般送配電事業者との調整（例：送電線の停止や春秋の供給信頼度確保のために夏冬に計画停止を調整する）、メーカー・作業員の確保等による時期の調整が不可能な場合が減額対象外と考えられる。
 - ※ 追加設備量は、2019年度供給計画の1年目の計画停止をもとに、最低限としているため、調整先の時期が存在しない可能性がある。
 - ※ ただし、供給信頼度確保に影響を与える計画停止の場合、メーカー・作業員の確保等による停止は、減額対象外とならない。
 - ※ 大規模災害等により、計画全体を一般送配電事業者が調整・見直す場合も考えられる。
 - ※ 2年前の計画停止調整後に、ある計画停止の変更が必要となることにより、それ以外の計画の変更まで必要となる場合など、状況変化がある場合は、速やかに広域機関・一般送配電事業者と相談・調整を行うこととする。（それ以外の計画の変更は、事情によっては、減額対象外（一般送配電事業者による調整と同義）となることも考えられる）
- 具体的な調整スキーム・減額対象外は、実効的な方法とすべく、関係者とも相談して、詳細検討を行う。

4. 容量停止計画の調整の具体的な手順

- 容量市場導入後は、全国市場による調達や容量提供事業者が多いことを踏まえる必要がある。
- したがって、容量停止計画の調整の具体的な手順としては、供給信頼度評価の提示情報を確認しながら、容量提供事業者が自らの容量停止計画を調整することとしてはどうか。
 - ① 容量提供事業者は、容量停止計画を提出する（10月頃）。広域機関は、供給信頼度評価により、各月・各エリアの供給信頼度評価結果を提示する。
 - ② 容量提供事業者は、供給信頼度評価の結果を踏まえて自らの容量停止計画を調整し、調整後の容量停止計画を提出する（10～12月頃）。
 - ③ 広域機関は調整期間中、定期的に供給信頼度評価を行い、結果を随時更新する。

<容量市場約定後の作業停止計画調整フロー（イメージ）>



※例えば1回／日程度、EUE評価を実施

注) 広域機関および一般送配電事業者が調整を依頼することもある

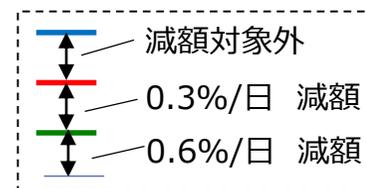
- 容量停止計画を受領後、広域機関は供給信頼度評価を実施し、結果（各月、各エリア）をHP等に公表。
- 容量提供事業者は、評価結果を確認し、必要に応じ容量停止計画の調整を行う。

2024年度の信頼度
0.048kWh/kW・年

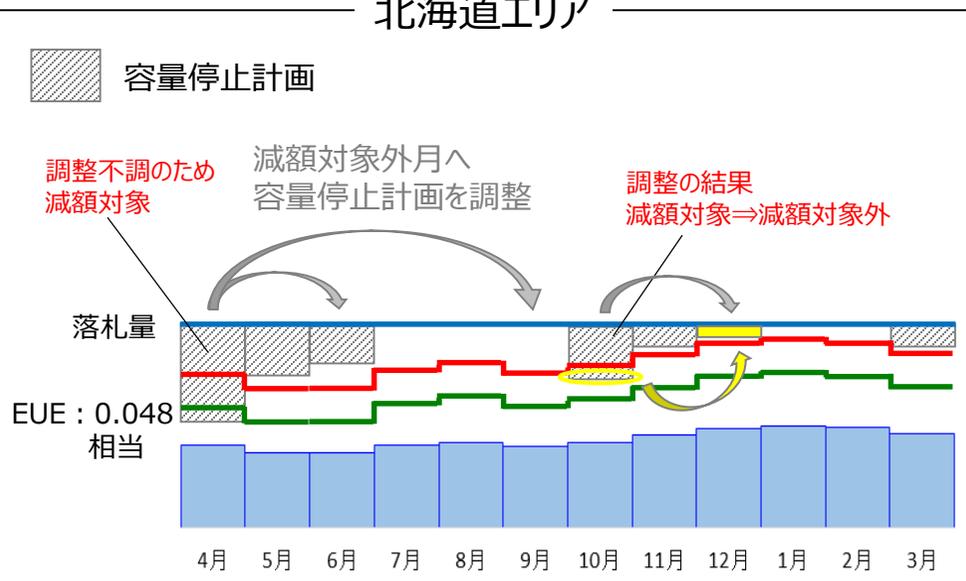
		4月	...	3月
北海道	月別基準値	○○		□□
	供給信頼度評価	●●		■■
...				
九州	月別基準値	△△		▽▽
	供給信頼度評価	▲▲		▼▼

■ 供給信頼度確保に影響を与える場合

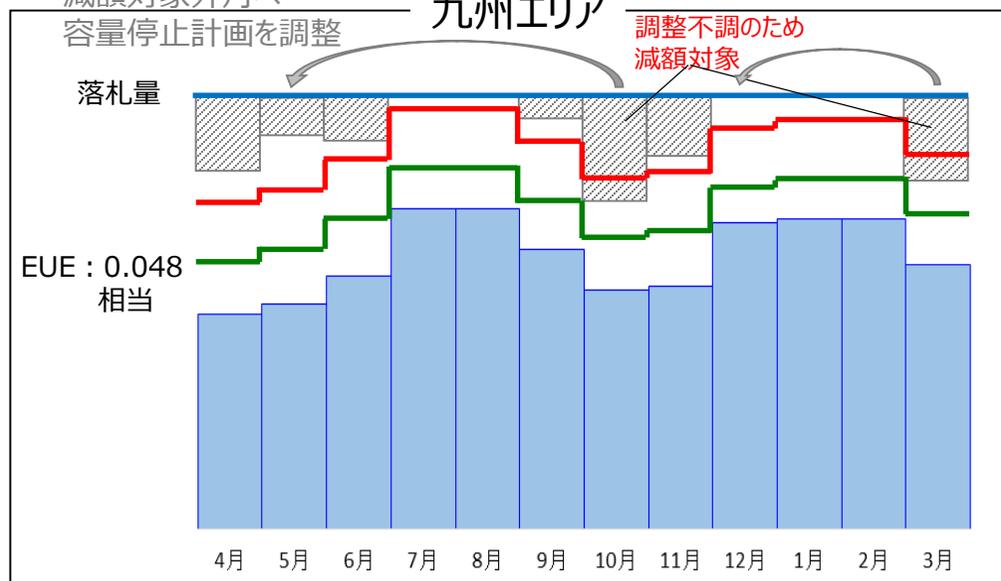
■ 追加設備量を利用する場合



北海道エリア



減額対象外月へ容量停止計画を調整 九州エリア



- 目標調達量の算定にあたり、追加設備量の算定を全国で計画停止調整を行うことを前提としていること、および追加オークションの判断を1年前に行うため、実需給年度の2年前（X-2年度）に、定期点検等の容量停止計画の調整を行うこととしている。
- 容量停止計画の調整が不調となった場合は、容量停止計画を予定する期間が「追加設備量を利用する場合」、もしくは「供給信頼度確保に影響を与える場合」にあたる電源を調整不調電源とし、容量確保契約金額の減額を行うこととしている。
- なお、追加オークション後に供給力不足が発生した場合、供給力の確保方法が限られるため、実需給年度の2年前に行う容量停止計画の調整以降は、追加・変更を行うことを限定的にすることが求められ、状況により経済的ペナルティを講ずることとしている。
- 上記の整理を踏まえ、一般送配電事業者の発電制約を伴う流通設備作業については、2年前の調整以降、法令上の対応や緊急的な設備トラブル等を除き、原則、追加・変更は認めないこととする。
- また、容量停止計画の調整の仕組みについては、供給信頼度評価の結果を踏まえて自らの容量停止計画を調整することとする。

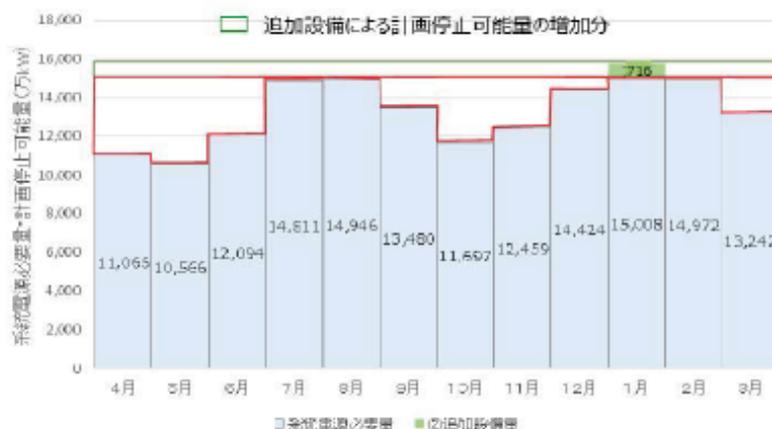
3. 課題の整理と論点

(1) 追加設備量と計画停止調整、追加オークションの関係

■ 追加設備量と計画停止調整、追加オークションの関係は以下の通り整理できる。

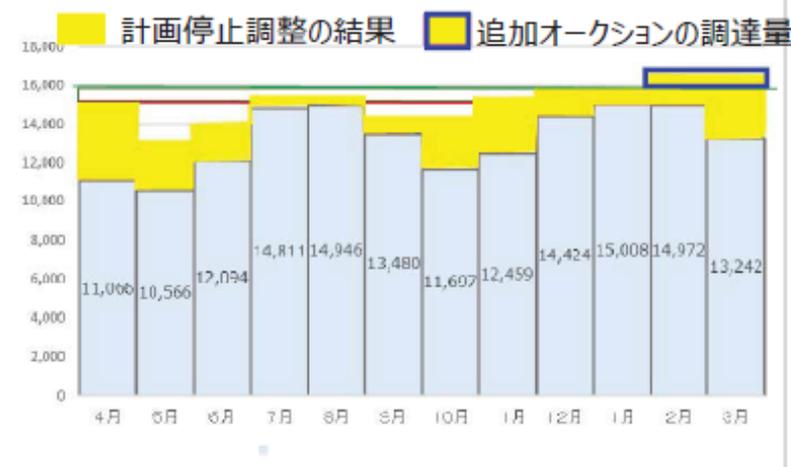
- ① 計画停止調整を行うことを踏まえて必要な設備量（追加設備量）を算定する。（図Aの「緑」）
- ② 実需給の4年前のメインオークションで、追加設備量を踏まえた目標調達量で調達する。
- ③ 実需給の2年前に、各月H3需要を踏まえ、計画停止調整を行う。（図Bの「緑+赤」の範囲）
※計画停止調整は、高需要期に限らず、年間全体に対して実施する。
- ④ 計画停止調整の結果、図Bの「緑+赤」の範囲に収まらなければ（図Bの「黄（青枠）」）を、追加オークションで調達する。 ※黄（青枠）の高さ（月内での日割り等は考慮）として年間で調達する。

図A：上記①②のイメージ
(追加設備量の算定 (下記の例では、716万kWが必要))
追加設備量のイメージ



■ 年間計画停止可能量：21,326万kW・月
■ 設備追加量による年間計画停止可能量：8,596万kW・月 } 1.90ヵ月

図B：上記③④のイメージ
(計画停止調整の結果と追加オークションの調達量)



3. 減額案の概要

3-2. 減額案のコンセプト

- 今回、これまでのリクワイアメント・容量確保契約金額の考え方と異なる新しい概念で減額案を検討する。
 - ✓ 供給信頼度確保に影響がある計画停止（計画停止可能量を超える場合）、追加設備量を利用する計画停止は、直ちに、容量確保契約金額を減額する。
- この仕組みにより、計画停止を需要に応じて調整するインセンティブ（計画停止調整の実効性の確保）や、追加設備量の妥当性の評価が期待できる。

供給信頼度確保に影響がある計画停止、
追加設備量を利用する計画停止は、
直ちに減額する

